

# 令和8年度における 相続税・贈与税関係の 改正について

渡部達也

## ● 租税特別措置法の改正（相続税・贈与税関係）

### 一 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等の改正

#### 1 改正の内容

学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号）による学校教育法の改正に伴い、専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準を大学・高等専門学校と同様に「単位数」により定めることとされたため、本措置の対象となる専修学校で行われる専門課程の要件が「修業期間を通ずる授業時間数が1,700時間以上であること」から「修業期間を通ずる単

位数が62単位以上であること」とされた（措規23の3①二）。

#### 2 適用関係

上記の改正は、令和8年4月1日以後にするこの措置を受けるための贈与について適用され、同日前にした贈与については、従前どおりとされている（改正措規附則11①）。

### 二 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の新規適用停止

#### 1 改正の内容

本特例は、高齢者の資産を若年層に移転させるとともに、教育・人材育成をサポートするという観点から創設されたものだが、近年の新規契約数が制度創設時と比べ大きく減少していること、多額の資産を有する親・祖父母を持つ若年層に利用者が偏り「格差の固定化」を助長する懸念があること、そもそも祖父母等の扶養義務者が支払う教育費は、通常必要と認められる範囲であれば、いわゆる「都度贈与（相法21の

3①二）」として非課税であること等の指摘がなされていた。近年では教育費の無償化や負担軽減の措置が拡充傾向にあり、次世代の資産形成を支援する観点から、NISAのつみたて投資枠の口座開設可能年齢を0～17歳に拡充する等の改正も行われている等の事情を踏まえ、本特例の適用期限（令和8年3月31日）は延長しないこととされた（措法70の2の2①④）。

#### 2 適用関係

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい